

**R** 〈公益社団法人日本複製権センター委託出版物〉

本書を無断で複写複製（電子化を含む）することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本書をコピーされる場合は、事前に公益社団法人日本複製権センター（JRRC）の許諾を受けてください。

また本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家族内での利用であっても一切認められておりません。

JRRC 〈<https://www.jrcc.or.jp/>／電話：03-6809-1281〉

# はしがき

どの資格試験においても、「過去問」は重要です。過去問を分析・学習することは合格への近道です。

本書は、平成29年度から令和6年度までの本試験問題の各肢を項目・根拠条文別に整理・分類して収録し、1問1答式で過去問を学習できるように工夫しました。これにより、次のように使うことができます。

## ① 毎日の学習成果の確認ができる

その日学習したことを確認しようと、5肢択一の過去問をやってみたが、まだ学習していないことまで問われてしまい、今ひとつピンとこない。このようなとき、過去問の肢を項目別に収録し、1問1答式で答えられる本書なら、その日学習したことをすぐ確認できます。

## ② 弱点分野の克服に活用できる

ある程度学習が進み、自分の弱点分野がわかってきたとき、条文・テーマ別に問題を収録した本書で、弱点分野を集中的に学習できます。

## ③ 直前期の総まとめにも最適

本試験の直前期において、1から基本書を読み直す時間がない、問題集を解く時間がない。そのようなとき、本書で重要な条文やポイントに目をおすことで、総まとめができます。

難化傾向にあるといわれている行政書士試験ですが、条文・判例がベースと変わりに変わりはありません（本書を見れば一目瞭然です）。しかし、広範にわたる試験科目の条文をすべて覚えなければならないのか？という、そういうわけではありません。頻繁に出題される条文というものがあるのです。ポイントとなる条文を把握し、理解していけば、自ずと合格ラインは見えてくるはずです。

本書を有効に活用し、十分な実力を養い、合格の栄冠を勝ち取ることを願っております。

2025年4月 東京法経学院 専任講師／行政書士 笠原裕明

## 本書の使い方

### 1 条文・ポイント・判例

本試験の各肢は、根拠となる条文・ポイント・判例ごとに整理して収録しています。また、記述式問題も根拠となる条文ごとに収録しています。

- ① **条文**…解答の根拠になる条文です。
- ② **ポイント**…行政法，基礎法学など，出題が条文に基づかない科目については，ポイントを掲示し，ポイントごとに肢を収録しています。
- ③ **判例**…過去に出題された判例はもちろん，今後出題が予想される重要な判例も収録しています。

2 本書は，○×で解答することができるようにしています。できなかった問題に印を付ける等してチェックボックスを活用してください。

## ご利用上の注意

- 1 本書は，平成29年度から令和6年度までの本試験問題のうち，「行政書士の業務に関し必要な法令等」の問題（多肢選択式問題及び記述式問題を除く。）及び「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」の問題のうち法令等に根拠を置くものを収録しています。なお，2025年4月1日現在の法令に準じて編集しています。
- 2 さらに効果的な学習のために，弊社刊行「行政書士受験必携六法」「行政書士過去問マスターDX」をぜひご活用ください。
- 3 1問ずつに出題の年度・問題番号・肢番号を示しています。たとえば，「P. Q. [Past Questions (過去問)] →H29-1-1」とは，平成29年度第1問肢1の出題文であることを示しています。
- 4 「行政書士の業務に関し必要な法令等」に関する問題として出題されたものであっても，過去の出題例などを考慮して，監修者の判断により，「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」に関する問題として編集したものがありません。

# 目 次

第1章 行政書士の業務に関し必要な法令等	1
<b>1</b> 憲法	3
第1章 天皇	5
第3章 国民の権利及び義務	7
第4章 国会	16
第5章 内閣	22
第6章 司法	25
第7章 財政	28
第10章 最高法規	30
〔判例を根拠とした出題〕	31
<b>2</b> 行政法	57
1 行政法の一般的な法理論	59
I 行政法の基礎	59
II 行政上の法律関係	63
III 行政組織法	65
① 内閣法・国家行政組織法	65
② 公務員法	67
③ 公物法	67
IV 行政立法	68
V 行政行為	71
① 行政行為の種類	71
② 行政行為の効力	71
③ 行政裁量	72
④ 行政行為の瑕疵	74
⑤ 行政行為の取消し・撤回	76
⑥ 行政行為の附款	78
VI 行政強制	79
① 行政代執行	79

② 執行罰 .....	80
③ 直接強制・行政上の強制徴収 .....	81
④ 即時強制 .....	81
VII 行政罰 .....	82
VIII 行政調査 .....	83
IX 行政契約 .....	84
X 行政指導 .....	85
XI 行政計画 .....	86
2 行政手続法 .....	87
第1章 総則 .....	87
第2章 申請に対する処分 .....	95
第3章 不利益処分 .....	101
第4章 行政指導 .....	112
第4章の2 処分等の求め .....	117
第6章 意見公募手続等 .....	118
3 行政不服審査法 .....	122
第1章 総則 .....	122
第2章 審査請求 .....	130
第3章 再調査の請求 .....	155
第4章 再審査請求 .....	156
第5章 行政不服審査会等 .....	158
第6章 補則 .....	159
4 行政事件訴訟法 .....	161
第1章 総則 .....	161
第2章 抗告訴訟 .....	168
第4章 民衆訴訟及び機関訴訟 .....	191
第5章 補則 .....	192
5 国家賠償法 .....	194
6 損失補償 .....	205
7 地方自治法 .....	206
第1編 総則 .....	206
第2編 普通地方公共団体 .....	211
第2章 住民 .....	211
第3章 条例及び規則 .....	213
第4章 選挙 .....	216

第5章	直接請求	217
第6章	議 会	221
第7章	執行機関	226
第9章	財 務	233
第10章	公の施設	242
第11章	国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体 相互間の関係	246
第3編	特別地方公共団体	251
第2章	特別区	251

### 3 民 法 ..... 253

第1編	総 則	255
第2章	人	255
第3章	法 人	260
第4章	物	261
第5章	法律行為	262
第7章	時 効	276
第2編	物 権	279
第1章	総 則	279
第2章	占有権	285
第3章	所有権	288
第4章	地上権	289
第6章	地役権	291
第7章	留置権	292
第8章	先取特権	294
第9章	質 権	296
第10章	抵当権	298
第3編	債 権	309
第1章	総 則	309
第2章	契 約	328
第3章	事務管理	350
第4章	不当利得	352
第5章	不法行為	353

第4編 親族 .....	364
第2章 婚姻 .....	364
第3章 親子 .....	368
第5章 後見 .....	372
第6章 保佐及び補助 .....	374
第5編 相続 .....	376
第3章 相続の効力 .....	376
第7章 遺言 .....	380
第8章 配偶者の居住の権利 .....	385

#### 4 商法・会社法 ..... 389

1 商法 .....	391
第1編 総則 .....	391
第2章 商人 .....	391
第4章 商号 .....	392
第2編 商行為 .....	395
第1章 総則 .....	395
第4章 匿名組合 .....	401
第8章 運送営業 .....	404
第9章 寄託 .....	406
2 会社法 .....	407
第1編 総則 .....	407
第1章 通則 .....	407
第2編 株式会社 .....	412
第1章 設立 .....	412
第2章 株式 .....	426
第4章 機関 .....	443
第5章 計算等 .....	469
第5編 組織変更, 合併, 会社分割, 株式交換, 株式移転及び 株式交付 .....	474
第4章 株式交換及び株式移転 .....	474
第5章 組織変更, 合併, 会社分割, 株式交換, 株式移転及び 株式交付の手續 .....	476

第7編 雜 則 .....	477
第2章 訴 訟 .....	477
第4章 登 記 .....	483

**5** 基礎法学 ..... 487

1 訴訟の手續の原則 .....	489
2 裁判の審級制度 .....	491
3 簡易裁判所 .....	493
4 法に関する用語 .....	495



第2 行政書士の業務に関し必要な基礎知識 .....	501
1 行政書士法 .....	503
第1章 総則 .....	503
第4章 行政書士の義務 .....	506
2 戸籍法 .....	507
3 住民基本台帳法 .....	508
第2章 住民基本台帳 .....	508
4 行政機関情報公開法 .....	510
第1章 総則 .....	510
第2章 行政文書の開示 .....	511
第3章 審査請求等 .....	513
第4章 補則 .....	514
5 公文書管理法 .....	515
第1章 総則 .....	515
第2章 行政文書の管理 .....	517
第6章 雑則 .....	520
6 個人情報保護法 .....	521
第1章 総則 .....	521
第4章 個人情報取扱事業者等の義務等 .....	522
第5章 行政機関等の義務等 .....	530
第6章 個人情報保護委員会 .....	537

---

# 第 1

## 行政書士の業務に関し 必要な法令等

---

# 印 憲 法

# 第1章 天皇

## § 1 [天皇の地位・国民主権]

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

- 1 憲法上の象徴としての天皇には民事裁判権は及ばないが、私人としての天皇については当然に民事裁判権が及ぶ。

P. Q. →H29-3-4

## § 3 [天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認]

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

- 1 衆議院が内閣不信任案を可決し、または信任案を否決したとき、内閣は衆議院を解散できるが、この場合には、内閣によりすでに解散が決定されているので、天皇は、内閣の助言と承認を経ず、国事行為として衆議院議員選挙の公示を行うことができると解される。

P. Q. →R2-6-4

## § 7 [天皇の国事行為]

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 1 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 2 国会を召集すること。
- 3 衆議院を解散すること。
- 4 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 5 国务大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 6 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 7 栄典を授与すること。
- 8 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 9 外国の大使及び公使を接受すること。
- 10 儀式を行ふこと。

□□ 1 天皇の国事行為は本来、厳密に形式的儀礼的性格のものにすぎない、と考えるならば、国事行為としての衆議院の解散の宣言について内閣が助言と承認の権能を有しているからといって、内閣が憲法上当然に解散権を有していると決めつけることはできない、という結論が導かれる。 P. Q. →R 2-6-5

□□ 2 国会が議決した予算の公布は、法律、政令、条約などの公布と同様に、憲法上、天皇の国事行為とされている。 P. Q. →R 5-7-1

## § 8 [皇室の財産授受]

皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

□□ 1 皇室の費用はすべて、予算に計上して国会の議決を経なければならないが、皇室が財産を譲り受けたり、賜与したりするような場合には、国会の議決に基く必要はない。 P. Q. →R 5-7-4

著者プロフィール

## 笠原裕明

佐賀県立佐賀西高等学校～中央大学法学部法律学科各卒業

資格学校における行政書士・公務員試験の講義・書籍の執筆等を経て、平成23年度より東京法経学院福岡校にて行政書士講座を担当。過去問の詳細な分析をもとに、行政書士試験に不可欠な情報を初学者にもわかりやすく解説する講義スタイルは、「法律の初心者でも安心してついていける」との評価を得ている。

### ■ 主な資格

行政書士

#### 【本書に関するお問合せについて】

本書の内容に関するご質問は、書面にて下記の送付先まで郵送もしくはFAXでご送付ください。なお、その際にはご質問される方のお名前、ご住所、ご連絡先電話番号（ご自宅／携帯電話等）、FAX番号を必ず明記してください。

また、お電話でのご質問はお受けいたしかねます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

#### 【ご送付先】

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1階  
東京法経学院「2025年版行政書士 合格データベース」編集係宛  
FAX：03-3266-8018

《合格指導教材》

2025年版行政書士 合格データベース

問題編

令和7年4月6日 初版発行

監修 笠原裕明

発行者 立石寿純

発行所 東京法経学院

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町3-22

ナカバビル1F

TEL 03-6228-1453

FAX 03-3266-8018

（ 著作権所有  
不許複製 ）

\*乱丁、落丁の場合はお取り替えいたします。

7504021-2504

# 目 次

第1章 行政書士の業務に関し必要な法令等	1
<b>1</b> 憲法	3
第1章 天皇	5
第3章 国民の権利及び義務	6
第4章 国会	16
第5章 内閣	21
第6章 司法	23
第7章 財政	25
第10章 最高法規	26
〔判例を根拠とした出題〕	27
<b>2</b> 行政法	43
1 行政法の一般的な法理論	45
I 行政法の基礎	45
II 行政上の法律関係	50
III 行政組織法	53
① 内閣法・国家行政組織法	53
② 公務員法	54
③ 公物法	54
IV 行政立法	55
V 行政行為	59
① 行政行為の種類	59
② 行政行為の効力	59
③ 行政裁量	60
④ 行政行為の瑕疵	63
⑤ 行政行為の取消し・撤回	65
⑥ 行政行為の附款	67
VI 行政強制	68
① 行政代執行	68

② 執行罰 .....	69
③ 直接強制・行政上の強制徴収 .....	70
④ 即時強制 .....	70
VII 行政罰 .....	71
VIII 行政調査 .....	72
IX 行政契約 .....	74
X 行政指導 .....	76
XI 行政計画 .....	78
2 行政手続法 .....	79
第1章 総則 .....	79
第2章 申請に対する処分 .....	83
第3章 不利益処分 .....	88
第4章 行政指導 .....	93
第4章の2 処分等の求め .....	96
第6章 意見公募手続等 .....	97
3 行政不服審査法 .....	99
第1章 総則 .....	99
第2章 審査請求 .....	106
第3章 再調査の請求 .....	117
第4章 再審査請求 .....	118
第5章 行政不服審査会等 .....	119
第6章 補則 .....	120
4 行政事件訴訟法 .....	121
第1章 総則 .....	121
第2章 抗告訴訟 .....	128
第4章 民衆訴訟及び機関訴訟 .....	144
第5章 補則 .....	145
5 国家賠償法 .....	146
6 損失補償 .....	161
7 地方自治法 .....	163
第1編 総則 .....	163
第2編 普通地方公共団体 .....	166
第2章 住民 .....	166
第3章 条例及び規則 .....	168
第4章 選挙 .....	172



第5章	直接請求	173
第6章	議 会	175
第7章	執行機関	178
第9章	財 務	181
第10章	公の施設	186
第11章	国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体 相互間の関係	189
第3編	特別地方公共団体	192
第2章	特別区	192

### 3 民 法 ..... 193

第1編	総 則	195
第2章	人	195
第3章	法 人	198
第4章	物	199
第5章	法律行為	200
第7章	時 効	209
第2編	物 権	212
第1章	総 則	212
第2章	占有権	217
第3章	所有権	219
第4章	地上権	220
第6章	地役権	221
第7章	留置権	222
第8章	先取特権	224
第9章	質 権	225
第10章	抵当権	226
第3編	債 権	234
第1章	総 則	234
第2章	契 約	243
第3章	事務管理	255
第4章	不当利得	256
第5章	不法行為	257

第4編 親族 .....	268
第2章 婚姻 .....	268
第3章 親子 .....	270
第5章 後見 .....	272
第6章 保佐及び補助 .....	273
第5編 相続 .....	274
第3章 相続の効力 .....	274
第7章 遺言 .....	277
第8章 配偶者の居住の権利 .....	279

**4** 商法・会社法 ..... 281

1 商法 .....	283
第1編 総則 .....	283
第2章 商人 .....	283
第4章 商号 .....	284
第2編 商行為 .....	286
第1章 総則 .....	286
第4章 匿名組合 .....	289
第8章 運送営業 .....	290
第9章 寄託 .....	291
2 会社法 .....	292
第1編 総則 .....	292
第1章 通則 .....	292
第2編 株式会社 .....	293
第1章 設立 .....	293
第2章 株式 .....	299
第4章 機関 .....	305
第5章 計算等 .....	314
第5編 組織変更, 合併, 会社分割, 株式交換, 株式移転及び 株式交付 .....	316
第4章 株式交換及び株式移転 .....	316
第5章 組織変更, 合併, 会社分割, 株式交換, 株式移転及び 株式交付の手續 .....	317

第7編 雑 則 .....	318
第2章 訴 訟 .....	318
第4章 登 記 .....	320
<b>5</b> 基礎法学 .....	321
1 訴訟の手續の原則 .....	323
2 裁判の審級制度 .....	324
3 簡易裁判所 .....	325
4 法に関する用語 .....	327

第 2	行政書士の業務に関し必要な基礎知識	331
1	行政書士法	333
第 1 章	総 則	333
第 4 章	行政書士の義務	334
2	戸籍法	335
3	住民基本台帳法	336
第 2 章	住民基本台帳	336
4	行政機関情報公開法	337
第 1 章	総 則	337
第 2 章	行政文書の開示	338
第 3 章	審査請求等	339
第 4 章	補 則	340
5	公文書管理法	341
第 1 章	総 則	341
第 2 章	行政文書の管理	342
第 6 章	雑 則	343
6	個人情報保護法	344
第 1 章	総 則	344
第 4 章	個人情報取扱事業者等の義務等	345
第 5 章	行政機関等の義務等	348
第 6 章	個人情報保護委員会	351

---

# 第 1

## 行政書士の業務に関し 必要な法令等

---

# 印 憲 法

# 第1章 天皇

## § 1 [天皇の地位・国民主権]

- 1 誤 判例（最判平元・11・20）は、「天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であることにかんがみ、天皇には民事裁判権が及ばない」と判示している。また、同判例は私人としての天皇について、直接言及しないものの、「訴状において天皇を被告とする訴えについては、その訴状を却下すべき」と判示し、被告となる天皇が私人であるか否かにかかわらず訴えを却下すべきとしていることから、後段の記述は妥当でない。 P. Q. →H29-3-4

## § 3 [天皇の国事行為に対する内閣の助言と承認]

- 1 誤 憲法69条に基づく解散が行われた場合であっても、国事行為としての総選挙の公示については内閣の助言と承認が必要である（3条、7条4号）。 P. Q. →R2-6-4

## § 7 [天皇の国事行為]

- 1 正 本肢の内容は、解散権の実質的所在が内閣にあることの根拠を憲法7条に求める見解に対する批判をして述べられているものである。内閣に形式的儀礼的行為を行うことを決定する権限があったとしても、そのことは必ずしもその行為を実施するかどうかの実質的決定権が存在することにはならないというものである。 P. Q. →R2-6-5
- 2 誤 予算は、天皇の国事行為による公布の対象となっていない（7条1号）。 P. Q. →R5-7-1

## § 8 [皇室財産、皇室の経費]

- 1 誤 皇室の財産授受は、国会の議決に基づかなければならない（8条）。なお、前段の記述は、正しい（88条後段）。 P. Q. →R5-7-4

著者プロフィール

## 笠原裕明

佐賀県立佐賀西高等学校～中央大学法学部法律学科各卒業

資格学校における行政書士・公務員試験の講義・書籍の執筆等を経て、平成23年度より東京法経学院福岡校にて行政書士講座を担当。過去問の詳細な分析をもとに、行政書士試験に不可欠な情報を初学者にもわかりやすく解説する講義スタイルは、「法律の初心者でも安心してついていける」との評価を得ている。

### ■ 主な資格

行政書士

#### 【本書に関するお問合せについて】

本書の内容に関するご質問は、書面にて下記の送付先まで郵送もしくはFAXでご送付ください。なお、その際にはご質問される方のお名前、ご住所、ご連絡先電話番号（ご自宅／携帯電話等）、FAX番号を必ず明記してください。

また、お電話でのご質問はお受けいたしかねます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

#### 【ご送付先】

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1階  
東京法経学院「2025年版行政書士 合格データベース」編集係宛  
FAX：03-3266-8018

《合格指導教材》

2025年版行政書士 合格データベース

解説編

令和7年4月6日 初版発行

監修 笠原裕明

発行者 立石寿純

発行所 東京法経学院

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町3-22

ナカバビル1F

TEL 03-6228-1453

FAX 03-3266-8018

（ 著作権所有  
不許複製 ）

\*乱丁、落丁の場合はお取り替えいたします。

7504022-2504